

一般社団法人日本熱気球事業協会
定 款

一般社団法人日本熱気球事業協会 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人日本熱気球事業協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都東村山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本における熱気球事業の安全な運航と普及を目指し、観光資源として健全なる発展を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 熱気球事業用技能証の発行審査及び発行、管理
- (2) 熱気球事業用機体の定期検査及び登録
- (3) 熱気球事業会社に対する経営指導及び監理、運營業務
- (4) 熱気球事業に関する研究と運営
- (5) 熱気球大会の開催
- (6) 上記各号に附帯関連する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の社員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支える基盤となるために入会した法人及び団体
- (2) 個人会員 日本の気球事業に多大なる貢献をした者であって、この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支える基盤となるために入会した個人

(入会)

第6条 社員となるには、この法人が定める様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

- 2 法人会員として入会を希望するものは、入会申込書を提出するときに、当該法人又は団体の代表者として、この法人に対し権利を行使する者1名（以下「指定代表者」という。）を指定しなければならない。

3 指定代表者を変更する場合は、この法人が定める様式による変更届を提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 社員としての義務に違反するなど、その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該社員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、社員を除名したときは、当該社員に対しその旨を通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 総社員の同意があったとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、他の社員を代理人として、議決権を代理行使させることができる。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長及び業務執行理事(理事会の決議によりこの法人の業務を執行する理事として選定されたもの)は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定款に定める員数を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人と、その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第23条第3項に規定する報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7条 基金

(基金の拠出)

第37条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金拠出者の権利)

第38条 拠出された基金は、当法人の解散日まで返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還手続き)

第39条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会（この法人が清算法人である場合は清算人）において別に定めるものとする。

(代替基金の積立)

第40条 基金を返還するときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立て

るものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に定時社員総会の2週間前の日から5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の不分配)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、社員総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第49条 この法人に、任意の機関として、顧問及び参与（以下「顧問等」という）若干名を置くことができる。

- 2 顧問等は、理事長がこれを委嘱し、本人の承諾をもってその職に就くものとする。
- 3 顧問等は、理事長の諮問に応ずるものとする。
- 4 前各項の他、顧問等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

第50条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第51条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 町田耕造、副島弘壮、山下太一郎

設立時代表理事 町田耕造

設立時監事 角田昌男

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第52条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 埼玉県所沢市東所沢和田一丁目31番地の3 町田耕造

設立時社員 佐賀県佐賀市兵庫北二丁目31番43-502号 副島弘壮

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本熱気球事業協会設立のため、設立時社員 町田耕造 他 1 名の定款作成代理人である L A E 司法書士法人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

設立時社員 町田耕造

設立時社員 副島弘壮

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人

L A E 司法書士法人

社員 佐川圭介